

国際委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における国際委員会（以下、「本委員会」という。）の運営要領を定める。

(位置付け)

第2条 本委員会は、理事会の下で、他の委員会及び事務局と十分な連携を取り、NPO・LSAの国際関連活動を行う。

(組織)

第3条 本委員会は委員長、副委員長、委員より構成する。委員長は本委員会を代表し統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は代行する。

本委員会は下記のメンバーで構成する。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 3名以内
- ③ 委員 必要に応じて公募の上、委員長が定める。
- ④ アドバイザー 必要に応じて委員長が要請する。

第4条 アジア太平洋埋立国際会議(APLAS: Asian-Pacific Landfill Symposium)の開催に係る業務を遂行するために、本委員会に APLAS パーマネント事務局を設置する。APLAS パーマネント事務局（以下、「APLAS PO」という。）は、事務局長及び事務局次長により構成する。

- ①事務局長 1名
- ②事務局次長 2名以内

(任期及び選任)

第5条 本委員会の委員長、副委員長及び委員、並びに APLAS PO 事務局長及び事務局次長の任期は、総会後の選任から翌々年度の総会までの原則2年とする。

- ① 委員長は、理事会が選任する。
- ② 副委員長は委員長が選任し、理事会に報告する。
- ③ 委員は、必要に応じて公募の上、委員長が選任する。
- ④ APLAS PO 事務局長は、委員長が選任し理事会に報告する。
- ⑤ APLAS PO 事務局次長は、事務局長が選任する。
- ⑥ 委員長が任期途中で退任する場合は、理事会が後任を選任する。副委員長及び APLAS PO 事務局長が任期途中で退任する場合は、本委員長が後任を選定し理事

会に報告する。

(業 務)

第6条 本委員会は、定款第5条(1)③に定める「最終処分場技術システムに関する国際交流に係る事業」の推進に係る下記の業務を実施する。

- ① 最終処分場技術システムに関する国際交流
- ② 日本の最終処分技術等の海外普及に向けたビジネスモデルの提案
- ③ アジア太平洋埋立国際会議(APLAS) の開催に関する事項
- ④ 海外最終処分技術等の情報収集
- ⑤ 海外シンポジウム等への参加企画
- ⑥ その他、国際交流に関連する事項

第7条 本要領の改廃は、国際委員会が起案し、理事長が承認する。

附則 この要領は令和元年10月1日より施行する。

改定履歴

令和3年6月30日

2021年9月16日